

地域医療構想の推進について

【関係省庁】厚生労働省

- 1 病床機能転換の経営への影響を的確に判断できるように、病床機能転換した場合の診療報酬及び人員配置基準などの考え方を早期に示すとともに、介護療養病床の廃止後のスキームを早期に提示していただきたい。
- 2 病床の機能分化を促進するため、「地域医療介護総合確保基金」の対象事業に、病床機能転換後の経営安定化支援策を追加していただきたい。
- 3 地域で患者を支える在宅医療の充実及び介護基盤の整備促進を図るため、「地域医療介護総合確保基金」の予算の確保とともに、区分間の流用など実情に応じた柔軟な対応ができるようにしていただきたい。

< 厚生労働省の概算要求 >

- ・地域医療介護総合確保基金（医療分） 事項要求（27年度予算額 904億円）

【現状・課題等】

- 1 地域医療構想策定に当たり、どの病床機能を選択するのか病院が適確に判断できる材料がないことや、平成29年度に廃止が予定されている介護療養病床の廃止後のスキームについても示されていないことが課題
- 2 病床機能分化を促進するためには、病床機能転換後の過渡期における減収等の影響を緩和し、経営の安定化を支援することが必要であるが、地域医療介護総合確保基金において、ハード整備を前提とした事業が想定されており、対応できないことが課題
- 3 地域医療構想実現のためには、「在宅医療の充実」と「介護基盤整備促進」が大前提であり、十分な予算額の確保が必要であることに加え、基金の対象事業（病床機能分化・連携に係る施設整備、在宅医療の充実、介護施設等の整備、医療従事者の確保、介護従事者の確保）区分間の流用が不可で、地域の実情や需要の変化に対応できない現行制度の見直しも必要

【参考】

京都府の地域医療介護総合確保基金配分額と27年度事業

在宅医療等に係る27年度予算額 2,086百万円

(単位：百万円)

| 区分 | H26基金 配分額 | | H27基金事業 | 医療再生基金 | H27基金配分額 (見込) | |
|-----------------------------|-----------|-------|---------|--------|------------------|-------|
| | | H26補正 | H27当初 | | | |
| 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 | 644 | 164 | 480 | 23 | 10 | 1,130 |
| 居宅等における医療の提供に関する事業 | 552 | 237 | 315 | 181 | 107 | 178 |
| 医療従事者の確保に関する事業 | 1,274 | 796 | 478 | 937 | 68 | 1,039 |
| 合計 | 2,470 | 1,197 | 1,273 | 1,141 | 185 | 2,347 |

基金配当に関する国方針の課題

国基金総額約904億円（1回目は約611億円、2回目は約293億円を配分予定）

26年度と27年度で国は基金配当（方針）を大きく変更

| | 26年度 | 27年度 |
|-------------|-----------------------------|--|
| 国方針 (配当) | 総額で内示 府県で区分毎に割り振って計画 | 事業区分毎に分けて内示 区分間の調整不可 区分 に極端に重点を置いた配分 |

【京都府の担当課】

健康福祉部 医療課 075-414-4716

高齢者支援課 075-414-4560